

第1部 計画の概要

第1章 計画策定にあたって

(1) 計画策定の背景

わが国は、未婚化や晩婚化の進行等に伴い、少子化が進んでいます。これは、経済面、社会面で深刻な影響があるとされるため、国は、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ育成される環境の整備をめざして、平成15年7月「次世代育成支援対策推進法」（以下、「推進法」という。）を制定しました。

国は、この推進法において、地方公共団体及び事業主に対して、10年間の集中的・計画的な取り組みを推進するための行動計画の策定を義務づけるとともに、平成16年12月に「子ども・子育て応援プラン」を策定し、若者の自立支援や働き方の見直し等も含めた幅広い分野にわたる次世代育成推進のための施策を進めてきましたが、合計特殊出生率（一人の女性が生涯に出産する子どもの数の平均 ※人口を維持するために必要な合計特殊出生率は2.08とされている）は、依然として低い水準に留まっており、少子化に歯止めがかからない状況です。（平成20年合計特殊出生率 国：1.37 久留米市：1.47）

このような現状を踏まえて、国は、平成19年12月に新たな少子化対策の基本計画として、「子どもと家族を応援する日本」重点戦略を策定しました。この計画では、少子化の主要因を、就労と出産・子育ての二者択一構造とし、その解消に向けて「働き方の見直しによる仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現」と、その社会基盤となる「包括的な次世代育成支援の枠組みの構築」を車の両輪として進めていくこととしています。また、平成22年1月には、今後の子育て支援の方向性についての総合的なビジョンである「子ども・子育てビジョン」を策定し、「子ども手当の創設」など社会全体で子育て支援を支えていく取り組みを進めています。

このように国の少子化対策が変遷するなか、本市では、推進法に基づく市町村行動計画として、平成17年3月に「くるめ 子ども・子育てプラン（久留米市次世代育成支援行動計画）」（以下「前期計画」という。）を策定し、子どもの笑顔があふれるまちづくりを目指して、各種関連施策の推進に努めてきました。また、平成20年4月に中核市に移行したことにより、保健所の設置をはじめ、子どもや子育て支援に関わる施策についても充実・強化を図ることが可能となっています。

推進法の規定により、これまで推進してきた前期計画は、平成21年度で終了することから、前期計画の進捗状況や課題等を踏まえて、平成22～26年度を計画期間とする新たな行動計画（以下、「後期計画」という。）を策定しました。

(2) 計画の位置付け

- この計画は、「次世代育成支援対策推進法」第8条に基づく市町村行動計画であり、計画の策定にあたっては、国の「子どもと家族を応援する日本」重点戦略や「子ども・子育てビジョン」等の方針を踏まえるとともに、県の行動計画とも連携を図っています。
- この計画は、「久留米市新総合計画」を上位計画とし、「健康くるめ21」、「久留米市教育改革プラン」、「久留米市障害者計画・障害福祉計画」、「久留米市地域福祉計画」、「久留米市男女共同参画行動計画」等の各種関連計画と整合性を図って策定したものです。

(3) 計画の期間

本計画は、推進法に基づく市町村行動計画の後期計画として、平成22年度から平成26年度までを計画期間とします。

● 計画の期間 ●

平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
前期計画									
見直し策定					後期計画				

(4) 計画の対象

この計画は、概ね18歳未満のすべての子どもとその家庭、それに関わる地域、企業、行政などを対象とします。

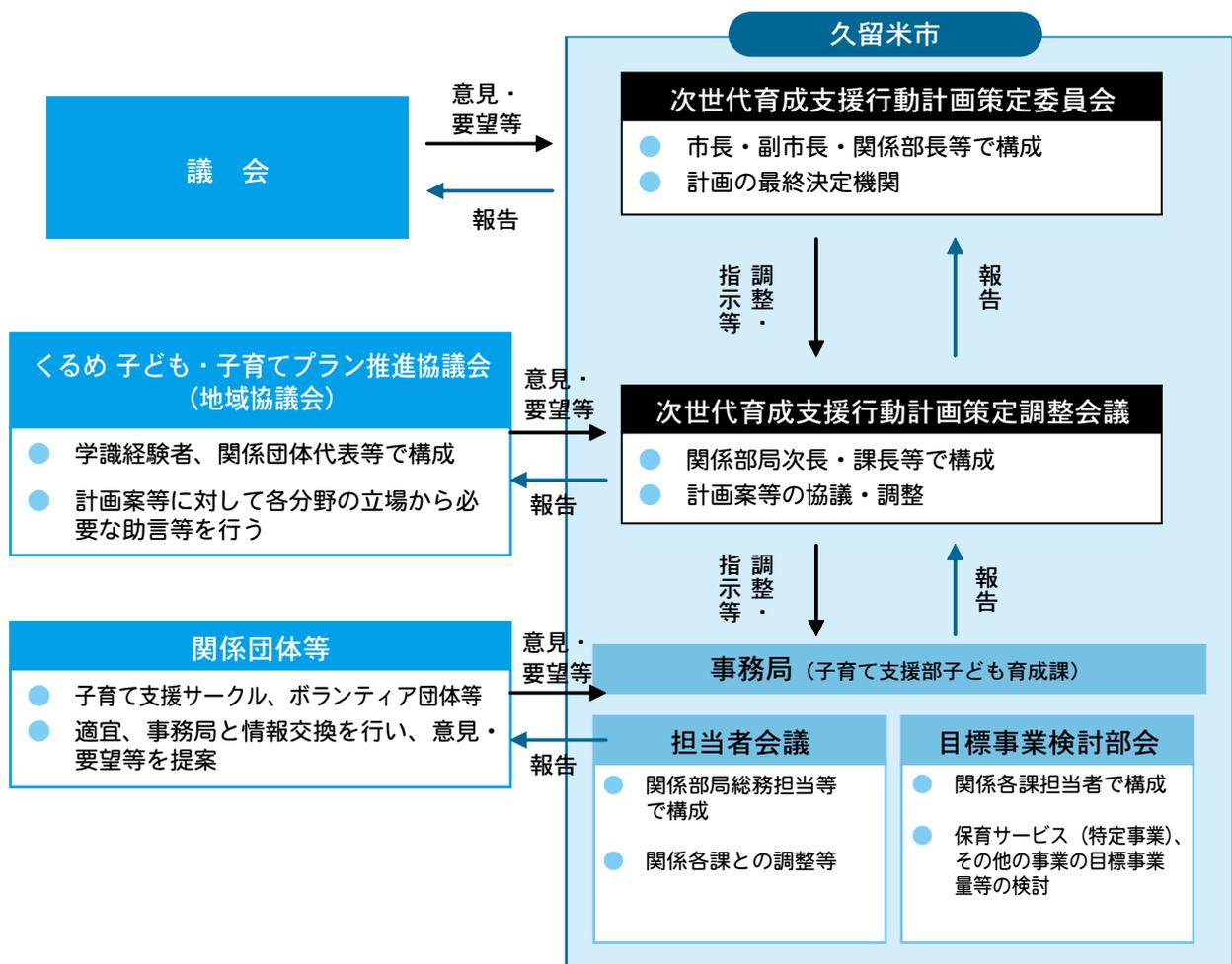
(5) 計画の策定体制、及び策定過程

① 計画の策定体制

この計画の策定にあたっては、市長、副市長、関係部長等で構成する「次世代育成支援行動計画策定委員会」を計画の策定決定機関とし、その下部組織として、関係部局の次長・課長等で構成する「次世代育成支援行動計画策定調整会議」や、関係各課担当職員等で構成する「担当者会議」「目標事業検討部会」を設置し、計画原案等の協議・調整を行いました。

また、さまざまな関係分野の立場からの意見を聞き、計画策定の参考とするため、学識経験者や関係団体代表等で構成する「くるめ子ども・子育てプラン推進協議会（地域協議会）」において、前期計画の評価や計画原案等についての検討を行っていただきました。

● 計画の策定体制 ●



② 計画の策定過程（市民意見の反映方法）

より多くの市民の意見を把握し、計画策定の参考とするため、平成20年12月～平成21年1月に就学前児童・小学生の保護者5,000人、及び20～69歳の市民2,000人を対象とした「久留米市次世代育成支援に関するニーズ調査」（以下、「ニーズ調査」という。）を実施しました。

また、平成21年8月に子育てサークルや支援団体等を対象としたグループインタビューを実施し、平成21年11月に開催した「くるめ 子ども・子育てフォーラム」においては、計画骨子案に関するワークショップを実施しました。

さらに、主任児童委員を中心とした地域のコミュニティ関係団体等との各施策についての意見交換や平成21年12月～平成22年1月に計画原案に対するパブリックコメントを実施しました。



第2章 子育てを取り巻く現状（概況）

（1）少子化の状況

- 出生数は、平成18年以降、2,900人台で推移していますが、本市の合計特殊出生率は、国・県に比べてやや高い水準にあるものの、人口を維持するのに必要な水準である2.08には及ばない状況です（平成20年：1.47）。
- 将来人口推計によると、今後も人口減少・少子高齢化が進行する見込みです（18歳未満人口：平成21年：53,863人→平成26年：50,801人）。

（2）子育て家庭の状況

- 世帯数の推移をみると、本市の世帯数は増加しているものの、一世帯あたり人員は減少を続けており、世帯の核家族化が進行しています。また、子どものいる世帯の中で、親と子のみの核家族世帯の割合は一貫して上昇しており、平成17年では、子育て家庭の8割弱が核家族世帯となっています。
- 本市の一般世帯に占める母子家庭世帯の割合は、全国の割合をやや上回っている状況です（平成17年 全国：1.5% 久留米市：2.2%）。

（3）就労の状況

- 年次別の就業率の推移をみると、男性の就業率は20代後半～50代後半にかけて8～9割の水準にありますが、各年齢階層において就業率は下がっています。一方、女性の就業率は10代後半・20代前半を除き一貫して上昇しています。
- 二一ズ調査結果によると、就学前児童では片働き家庭が最も多く、4割（39.6%）を占めています。また、小学生では共働き家庭が6割（66.5%）を超えています。
- 二一ズ調査結果による就労していない母親の今後の就労意向について、「すぐにでも、もしくは1年以内に働きたい」と答えた母親は就学前児童で28.7%、小学生で37.6%となっています。

（4）保育所や放課後児童クラブの状況

- 平成21年4月現在、本市の認可保育所は、66園ありますが、0～5歳人口に占める認可保育所の利用率は、毎年増加しています（平成17年：36.8%→平成21年：39.7%）。
- 平成21年5月現在、本市には49の放課後児童クラブがあり、小学校1～3年生全児童の30.1%の2,633人が登録しており、登録児童数及び割合は毎年増加しています。

(5) 青少年の問題や虐待等に関する状況

- 久留米市内の不登校児童生徒数は、小・中学校を合わせると、平成17年度以降300人を超えており、平成19年度は409人となりましたが、平成20年度は326人と若干減少しました。また、不登校児童生徒の出現率（全児童生徒数に対する不登校児童生徒数の割合）は、平成20年度は1.25%と全国（1.18%）、福岡県（1.17%）より高い水準となっています。
- 久留米市管内4警察署（久留米警察・小郡警察・うきは警察・城島警察）及び市青少年育成課で補導・指導した少年の人数は、平成20年で9,998人となっており、行為別にみると、深夜徘徊4,975人、喫煙3,803人が大半を占めています。
- 福岡県久留米児童相談所及び市家庭子ども相談課に寄せられる児童虐待に関する相談は、平成18年度の344件をピークにやや減少し、平成20年度は214件の相談が寄せられています。

(6) 子育て支援サービスの認知度・利用状況・満足度

- ニーズ調査結果によると、就学前児童を対象とした子育て支援サービスのうち、利用率の高いサービスは「ブックスタート事業」（48.5%）、「子育て交流プラザ『くるるん』や信愛つどいの広場」（33.0%）等となっていますが、約2割の保護者がそれらのサービスを知らないという結果となりました。また、利用者のサービス満足度は、就学前児童を対象とした子育て支援サービスで一般的に高くなっています。
- ニーズ調査結果によると、小学生を対象とした子育て支援サービスのうち、利用率の高いサービスは「校区チャレンジ子ども土曜塾」（24.2%）、「児童センター」（17.3%）となっていますが、一方でそれらのサービスを知らない保護者は2割を超えています。

(7) 市の子育て環境に対する評価

- ニーズ調査結果によると、多くの市民が「久留米市で子どもを育てたい」と希望（就学前児童・小学生保護者の8割超、一般市民の7割超が希望）しており、前期計画策定時に比べてやや高まっています（前期計画策定時／就学前児童・小学生保護者、一般市民の6～7割強が希望）。
- 市の子育て環境については、「小児医療体制」、「母子保健対策」、「保育・子育て支援サービス」、「事故・犯罪防止対策」、「子どもの体験活動」等に対する評価が高く、特に小児医療体制は7割の保護者が評価しています。一方、「やさしいまちづくり」、「経済的負担軽減」、「子育てと仕事の両立支援」等は評価が低い結果となりました。
- グループインタビューでは、相談・支援の場や親子の集い・遊び場が多い（増えた）ことや小児医療体制等に対する評価は高いが、就学前の支援施策に比べて、就学後の支援策が少ない等の指摘があがっています。

(8) 子育て支援施策に対する要望

- ニーズ調査結果によると、市の子育て支援施策については、「経済的支援」や「事故・犯罪防止対策」「遊び場・機会の充実」等に対するニーズが高い結果となりました。
- グループインタビューでは、就学後の支援や教育の充実、相談窓口等の質の向上等に関するご意見・要望が多く出されました。

(9) これからの子育てに必要なもの

- ワークショップでは、これからの子育てに必要なものとして、障害のある子への理解促進やDV（ドメスティック・バイオレンス）被害者への支援、小学生が放課後に集まる場所の確保などのグループ発表が行われました。また、行政の全体の取り組みとして、縦割りではなく、全庁的な取り組みが必要ではないかのご意見が出されました。

(10) 前期計画の進捗状況・課題

- 前期計画は、計画策定から5年経過しようとしていますが、各事業は、概ね順調に実施されています。一方で今後の課題として、行政側だけの視点ではなく、サービス利用者の視点に立った点検・評価や施策の実施が求められています（推進協議会）。
- 中核市移行により健康づくり施策や保育サービス等の充実が図れましたが、子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ事業）など一部実施が困難な施策等があり、利用できる体制の整備が必要です（※「子育て短期支援事業」の内容は、22頁施策番号16・17参照）。
- 子育て支援施策全般の情報が子育て家庭全体に届いておらず、今後の課題として情報提供の改善や工夫が求められています（グループインタビュー、ワークショップ、推進協議会）。
- 計画全般に関わる課題として、目標の具体化（数値目標の設定）や、質的な評価の実施が求められています（グループインタビュー、推進協議会）。

※子ども・子育てに関する統計データ、ニーズ調査結果、グループインタビュー・ワークショップの結果については、79頁からの資料編をご参照ください。

第3章 計画の基本的な考え方

(1) 基本理念

子どもの笑顔があふれるまちづくり

子どもは未来の「社会」を担う要であり、次代を形づくる様々な可能性や能力を秘めています。これらの力を存分に発揮するためには、保護者や地域の人々の笑顔に包まれて、心豊かな子ども時代を過ごし、いきいきと健やかに育つことが大切です。

本市では、このような視点のもと、「子どもの笑顔があふれるまちづくり」を目指して、前期計画を推進してきました。ニーズ調査結果によると、久留米市で子どもを育てたいと思う保護者は前期計画策定時に比べてやや増加しており、市民や地域の関係団体等との協働のもと、「子育て」「子育て」しやすいまちづくりを推進することができたものと考えられます。

その一方で、子どもや子育てを取り巻く環境は、めまぐるしく変化しており、子育てについては、核家族化や都市化による地域関係の希薄化や子育ての孤立化、これに伴う保護者の子育て不安の増大や、児童虐待の増加、さらには、長引く景気低迷による経済的負担の増大や所得格差の拡大による子どもの貧困率の上昇等が課題となっています。

また、いじめ、非行や、ひきこもり・不登校等の青少年期の問題行動の増加や、発達障害等の子どもの育ちに関わる新たな課題の発生・深刻化、インターネットの普及に伴う有害情報の氾濫や子どもを狙った犯罪や子どもが加害者となる犯罪がおこるなど、子どもを取り巻く環境や課題は多様化しており、憂慮すべき現状です。

このような環境の中で、子どもの笑顔があふれるまちづくりを進めるためには、子どもの人権を尊重し、子どもも大人と同じ独立した人格を持つ権利の主体として捉え、子どもの人権を保障する「子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）」（※内容の詳細は119頁参照）に掲げる「生きる権利」「守られる権利」「育つ権利」「参加する権利」の4つの権利を社会全体で守っていくことが不可欠です。まず保護者が「親」としての自覚を持って、笑顔で子どもに接し、愛情を持って育てることが何よりも大切ですが、それとともに、地域（市民や地域団体等）や企業、行政などそれぞれが持つ機能を最大限に発揮し、社会全体が一体となって、「子育て」「子育て」の支援に取り組み、保護者をはじめすべての人が子育ての喜びと責任を分かち合える社会にしていく必要があります。そのためには、性別や年齢等に関係なく、お互いの個性や違いを認め合い、その能力を十分に発揮できるようにすることが大切です。

このような子どもの権利を守り、人権の尊重や男女共同参画の視点などを踏まえながら、社会

全体で子育て・子育てを支援することで、久留米市が、子どものいきいきと明るい笑顔、子育ての喜びに満ちあふれた家族の笑顔、それらにやさしく手を差しのべる地域の笑顔、そんな笑顔に包まれたまちとなるように、「子どもの笑顔があふれるまちづくり」をこの計画の基本理念として継承し、市民や地域の関係団体等と連携しながら、各種施策の推進を図ります。

(注)「子育て」とは、親による「子育て」に対して、子ども自身が自ら育つことを指しています。

(2) 基本的視点

子どもの権利条約の考え方をもとに、前期計画の基本的視点に、ニーズ調査等における市民ニーズや、国の後期計画策定指針等の考え方を踏まえて、以下の6つの基本的視点を設定し、総合的な施策の展開を図ります。

① 子どもの幸せを最優先する

この計画上の施策の対象となるのは主に子ども自身であることから、計画の策定・推進にあたっては、すべての子どもの幸せを第一に考え、子どもの人権や利益を最大限に尊重します。

また、子どもの幸せのためには、子育てのすべてを肩代わりするのではなく、保護者の子育てに関わる様々な負担・不安を軽減し、保護者が喜びを実感しながら子育てできるよう支援することが必要です。

そこで、次世代育成支援対策推進法の基本理念を踏まえ、各種施策・事業を進めるにあたっては、子育ての負担・不安等を軽減するという視点を重視して支援を行います。

② 次世代を育む親となるための支援に取り組む

子どもたちが、豊かな人間性を形成し、将来、自立して生活ができるよう、乳幼児期から青少年期に至るまでの長期的な視野に立って、人権尊重や男女共同参画の視点を踏まえながら、子どもの健やかな成長に向けて取り組みます。

また、多くの子どもは、保護者が自分を育ててくれた体験や育った環境などを通して、子育てについて学んでいきます。そのため、保護者への支援は、現状の子育て支援という観点だけでなく、次世代を育む親となるための支援という観点も重視して取り組みます。

③ すべての子ども・子育て家庭を社会全体で支える

次世代育成支援対策は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、社会全体が協力して取り組むべき課題です。子どもは次代を担う大切な存在であり、「子育て・子育て」が「孤育て・孤育て」とならないように、家庭、地域、企業、行政等の様々な主体の協働により、すべての子どもと子育て家庭に対する支援に取り組みます。

「子育て家庭」と一言で言っても、核家族世帯や親・子・孫の三世代同居世帯、共働き世帯、保護者の一方だけが働いている世帯、母子家庭・父子家庭などのひとり親世帯、双子・三つ子などの多胎児がいる世帯、複数の子どもがいる多子世帯や障害のある子どもがいる世帯など、そのあり方は様々です。そこで、子育て家庭の状況は一律ではなく、様々な家庭があることを念頭に置き、個々の子どもや子育て家庭に応じた支援に努めます。

④ 仕事と生活の調和の実現に社会全体で取り組む

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を実現することは、市民の結婚や子育てに関する希望を実現するための取り組みの一つとして、少子化対策の観点からも重要です。

国の「仕事と生活の調和憲章」「仕事と生活の調和推進のための行動指針」では、「仕事と生活の調和の実現のための取り組みは、個々の企業の実情にあった効果的な進め方を労使で話し合い、自主的に取り組んでいくことが基本」としつつ、国や地方公共団体においても、企業等の取り組みの支援や、保育サービスの充実などの多様な働き方に対応した子育て支援のための基盤づくりに取り組むことを求めています。

このような国の方針を踏まえて、国や県と連携し、企業などの理解と協力を得て、男女がともに子育ての喜びと責任を分かち合いながら、子育てと仕事等のその他の活動を両立できる環境づくりに取り組みます。

⑤ 利用者の視点にたってサービスの質を確保する

次世代育成支援対策として実施する各種サービスについては、利用者のニーズを踏まえて適切なサービス量を確保するとともに、サービスの質を確保することが大切です。

このため、保育士や各種相談員等のサービス従事者の資質向上を図るとともに、サービスの質の評価の観点から、サービス利用者の意見や満足度等を把握し、サービス内容の充実・改善につなげるためのしくみづくりに努めます。

⑥ 地域特性を尊重した子育て支援を進める

人口・世帯や保護者の就労状況や自然・社会環境、子育て支援に関わる地域の取り組み状況等、子どもや子育て家庭を取り巻く環境は、市内でも地域によって異なります。

このため、次世代育成支援対策の推進に際しては、可能な限りそれぞれの地域特性を尊重しつつ、バランスを考慮した施策の展開を図ります。

また、中核市移行に伴う県等からの事務権限委譲により、保育所の設置認可・指導監査や母子寡婦福祉資金の貸付など、子ども・子育て関連施策についても、市の権限で対応できる範囲が拡大したことや、保健所機能の活用など中核市としてのメリットを活かした久留米市らしい独自の取り組みの展開に努めます。

(3) 基本目標

基本理念を実現するために、基本的視点に基づき、以下の4つの基本目標を柱として、具体的な施策を推進します。

① 安心して子育てできる環境づくり

子どもが笑顔にあふれた幸せな子ども時代を送るためには、子育ての第一義的責任を有する保護者が、子育ての喜びを実感し、安心していきいきと子育てできる環境が必要です。

核家族化の進行や共働き世帯の増加等に伴い、保育サービス等の利用は増加しており、保護者の就労形態の多様化等により求められるサービスの内容も多様化しているため、さまざまなニーズに対応できる保育サービス等の充実を図ります。

また、家庭や地域の子育て力の低下等により、孤立した中で子育てに対して大きな不安を抱えている家庭が増加しており、児童虐待の一因となっているとの指摘もあります。このため、子育て交流プラザや地域子育て支援センター等での情報提供・相談支援の充実や虐待防止のためのネットワークの強化等に取り組み、子育て不安の軽減や児童虐待防止対策の推進を図ります。

あわせて、地域の関係団体等との連携のもと、保護者が身近な地域で交流できる場づくりや、地域等で子育てを支える活動の促進を図り、子育ての孤立化防止に努めます。

さらに、ひとり親家庭や障害のある子どもを育てている家庭等、よりきめ細かな配慮を必要とする家庭への支援や、子育てと仕事の両立の推進、子育てに関わる経済的負担の軽減等に努め、保護者が安心して子育てできる環境づくりを進めます。

② 子どもが健やかに育つ環境づくり

「健康」はよりよい生活を送るための大切な基盤であり、子どもが心身ともに健やかに成長することは、子ども自身やその保護者にとって大切なことです。また、次代を担う子どもが健康に成長することは、地域社会の将来のためにも大変重要です。

母子保健等の健康づくり施策については、中核市移行に伴う保健所設置等により、充実を図っており、今後も、地域の医療機関や健康づくり関係団体等と協働して、この保健所機能を最大限に活かしながら、妊娠から出産、乳幼児期に至るまでの一貫した親子の健康づくり支援に取り組むとともに、食育などの推進や思春期の子どもへの性教育・薬物使用の危険性などに対する理解の促進、心の健康づくりの支援などに取り組めます。

また、本市の小児医療体制は、保護者に高く評価されていることから、今後も医師会等との連携のもと、小児医療体制の確保に努めます。

③ 子どもの生きる力を育む環境づくり

次代を担う子どもが個性と創造力を発揮し自立した人間に成長するためには、自分で課題を見つけ主体的に問題を解決する力や、他人を思いやる心・感動する心など心豊かな人間性、たくましく生きるための健康や体力などの「生きる力」を幼少期から育み、子どもの個性や可能性を伸ばすことが必要です。

このため、「久留米市教育改革プラン」に基づき、確かな学力の向上や豊かな人間性の育成などを含め、様々な創意工夫を活かした魅力ある学校教育環境づくりにさらに取り組むとともに、地域住民との協働により、地域ぐるみで子どもの育ちを育む施策の充実に努めます。

また、子どもの教育については、昨今、インターネット等による有害情報の氾濫や、ひきこもり、不登校等の問題や発達障害等の子どもの育ちに関わる新たな課題等が指摘されています。このような自立に困難を抱える子どもに対しても、家庭、学校、地域、行政等が連携して支援の充実に努めます。

さらに、次代の親を育むという観点から、小・中学校において、子どもを生子、育てることの意義や家庭の大切さなどの理解の促進を図ります。

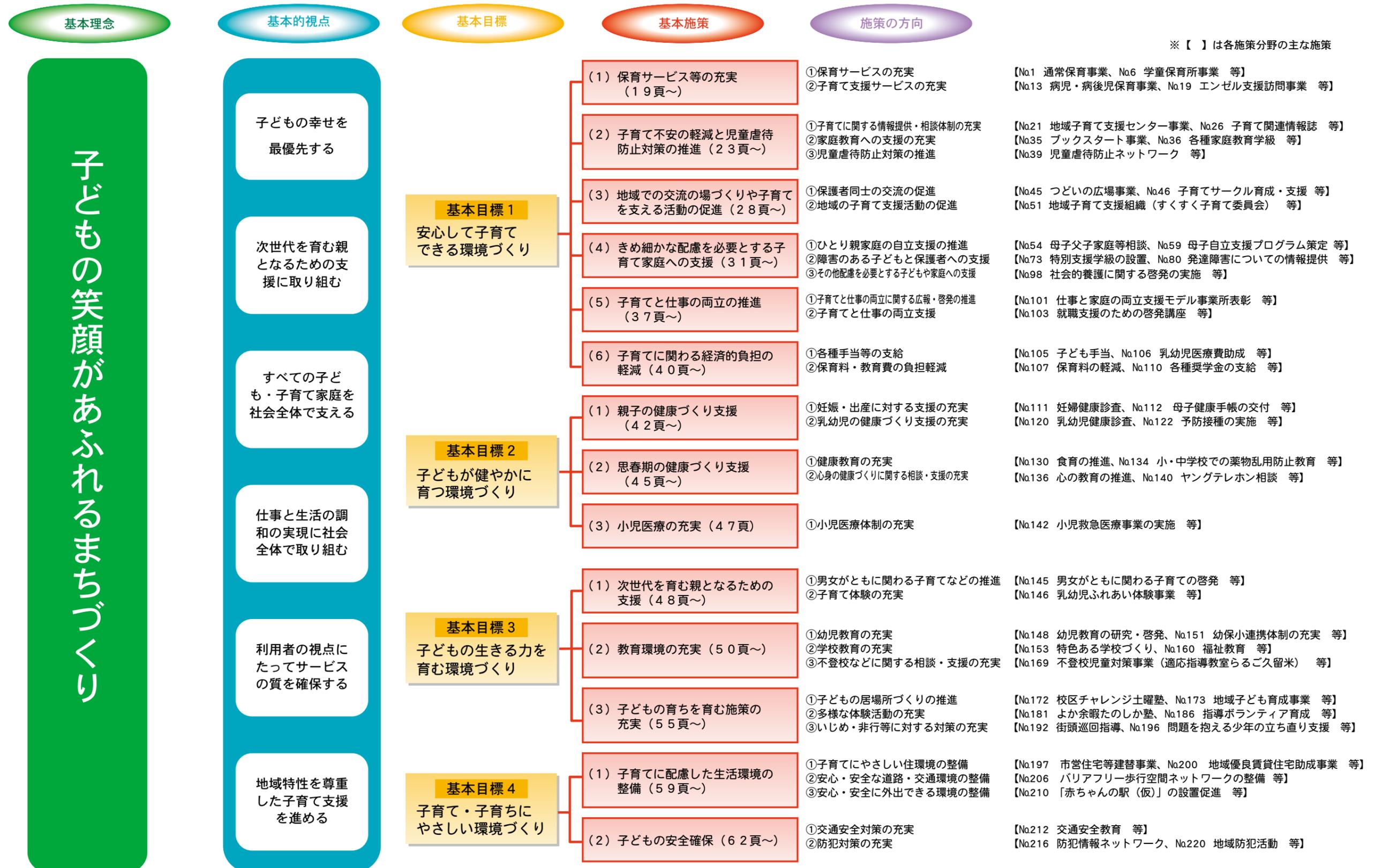
④ 子育て・子育てにやさしい環境づくり

子どもとその保護者が安全かつ快適に暮らすためには、生活環境の整備が不可欠です。

ニーズ調査結果によると、子育てにやさしいまちづくりに対するニーズは依然として高いことから、子どもや子育て家庭に配慮した住環境の整備に努めるとともに、安全な道路・交通環境の整備や、人にやさしいまちづくりなどの安心して安全に外出できる都市環境の整備を進めます。

また、都市化に伴う交通事故の増加や、子どもが被害者となる犯罪の増加・重大化に伴い、子どもの安全確保に対する保護者のニーズも高まっています。このため、地域住民との協働により、子どもの交通安全や防犯対策の充実に努めます。

(4) 計画の体系



※【 】は各施策分野の主な施策

(5) 計画の重点施策の設定

本計画では、各基本施策ごとに重点的に取り組む施策の取り組み内容とその目標を「重点施策」として設定し、取り組みを進めます。

